

船舶事故等調査報告書

平成25年11月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第105号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年6月15日 15時40分ごろ
発生場所	香川県丸亀市手島北西方沖 丸亀市所在の小手島港4号防波堤灯台から真方位340° 3.4海里（M）付近 （概位 北緯34° 25.8′ 東経133° 37.8′）
事故等調査の経過	平成25年6月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油タンカー 昭永丸 ^{しょうえい} 、3,763トン 141227、昭和日タン株式会社 B 危険物タンカー 万栄丸 ^{まんえい} 、188.12トン 124603、防府合同運送株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級海技士（航海） B 船長B、五級海技士（航海） 甲板員B、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A 左舷中央部に擦過傷及び凹損 B 右舷船首部に擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aほか11人が乗り組み、手島北西方沖で船首を西南西方に向けて錨泊中、船長Aが、海上が平穏だったので、当直者を置かず錨泊を続けていたところ、平成25年6月15日15時40分ごろA船の左舷中央部とB船の右舷船首部とが衝突した。 B船は、船長B及び甲板員Bほか2人が乗り組み、甲板員Bが、単独で船橋当直に当たり、手島北西方沖を約8ノットの対地速力で自動操舵によって西進中、レーダーで右舷船首方約1MにA船を認めたものの、北進する航行船だと思い、安心して椅子に腰を掛けて船橋当直に当たっていたところ、居眠りに陥り、B船とA船とが衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西 風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m
その他の事項	甲板員Bは、本事故当時、疲れはなかったが、気が緩み、うとうとした状態であった。 B船の居眠り防止装置は、4分間において、人が動かなければ、警報ブザーが鳴動する赤外線方式であった。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A 船は、手島北西方沖において、船首を西南西方に向けて錨泊中、船長Aが当直者を置かなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B 船は、手島北西方沖を自動操舵で西進中、単独で船橋当直中の甲板員Bが居眠りに陥ったことから、A 船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、手島北西方沖において、A 船が錨泊中、B 船が自動操舵で西進中、船長Aが当直者を置かず、また、単独で船橋当直中の甲板員Bが居眠りに陥ったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 錨泊中であっても、当直者を置き、接近する船舶を認めた場合には、汽笛を吹鳴するなどして注意喚起を行うこと。 ・ 他船を認めた場合は、レーダープロットングを行うなどして系統的な観察を行うこと。 ・ 眠気を催し、又はうとうとした場合は、コーヒーを飲む、身体を動かすなどして居眠り防止の措置を採ること。